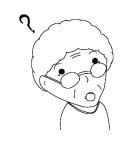
配偶者居住権とは

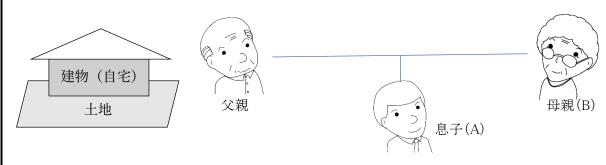
母親の B さん

夫が老齢で、一人息子との相続について今から準備をしておきたいのですが、何か気を付けるべきことはありますか?



「配偶者居住権」? それはいったいどのような制度ですか?

相談役のO氏



奥様の家族構成の場合、自宅をどのように相続するかが重要ですよね。ところで、令和2年4月より、 配偶者が自宅建物の所有権を相続しない場合でも、自宅への居住を継続できる権利である、 いわゆる「配偶者居住権」の設定が可能になったことをご存知でしょうか?



遺贈又は遺産分割協議により、相続開始時に被相続人の所有する建物に居住していた配偶者に対し、その建物に終身(遺産分割協議などで期間を定めた場合はその一定期間)居住できる権利をいいます。

これにより、従来のように配偶者が被相続人の居住建物に住み続けるためことを目的として土地、建物(自宅)を相続する必要がありません。すなわち、配偶者居住権を設定する場合、建物の謄本には「所有権に関する事項」に「〇年〇月〇日相続」により息子さん(A)に所有権移転、「所有権以外の権利に関する事項」に「〇年〇月〇日遺産分割」により奥様(B)に配偶者居住権設定、と登記されることとなります。

なお、法律上の当然の権利である「配偶者<mark>短期</mark>居住権」とは扱いが異なりますのでご留意ください。

配偶者<mark>短期</mark>居住権 の特徴

- ・被相続人の所有する建物に、相続開始の時に配偶者が無償で居住していた場合に6ヶ月間(6ヶ月以内に遺産分割協議が終了しない等の場合は、遺産分割協議終了までの期間)は配偶者が自宅(居住建物)に住み続けられる権利
- ・遺産の分割や遺贈の目的によらなくとも当然に認められる。
- ・無償で利用できる範囲が、生前に使用していた部分に限られる。

© 2021 OGAWA INT'L TAX 2021 年 5 月 1 日